

何をしたらいいの？

医療機関の働き方改革に関する 法改正に向けた説明会

日 時：平成31年**3月13日（水）**午後**1時25分**～午後**3時00分**(予定)

場 所：メイン会場／西部医師会館 米子市久米町136

サブ会場／テレビ会議システムにより映像配信

①鳥取県医師会館 鳥取市戎町317

②中部医師会館 倉吉市旭田町18

対象者：医療機関の管理職、人事・総務担当者等

(院長、副院長、各部門の責任者や担当者 ほか)



平成31年4月1日から働き方改革関連法の法改正が施行されます。**有給休暇5日の取得義務化※は医師も中小規模の病院・診療所も4月から適用されます！**

この説明会はそれらの法改正に関して、どう変わるのか、対策として何をしたらよいかを提案・支援するため、医療機関の管理者や人事・総務担当者等を対象として開催いたします！

※基準日以降、新たに10日以上の有給休暇を付与されている労働者が対象

時間	内容	担当
13:25～13:30	開会及び挨拶	進行： 鳥取県医療勤務環境改善支援センター
13:30～15:00	【説明】 「働き方改革関連法 ～現場対応を含め～」	講師： 鳥取県医療勤務環境改善支援センター 医療労務管理アドバイザー 安田 岳歩 社会保険労務士

※内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。